

注意・警戒情報

出張無料 高価買取

不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた!!

買い取りのトラブルにご注意!

(訪問購入)



相談事例

見つけたこれだけ...?



突然、「 telefonカードを売って欲しい」と事業者が訪問してきたので玄関に入れたところ、急に、「貴金属等はないか、見せてほしい」と言われた。

貴金属は見せるだけのつもりだったのに、事業者に指輪数個を1万円と値付けをされ、強引に買い取られてしまった。

持ち帰られた指輪は、解約して取り戻せるだろうか。

アドバイス



◆ 購入事業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような購入事業者を家に入れないようにしましょう。

◆ 購入事業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買取対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと、当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

◆ クーリング・オフ期間（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）は購入事業者に物品を引き渡さないようにしましょう。



◆ 購入事業者とトラブルになった場合には消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

い や や
1 8 8

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE

のご案内はこちら



買い取り（訪問購入）の注意点！

訪問購入とは、消費者の自宅を購入事業者が訪問し、物品を買い取ることをいい、「訪問買取」や「押し買い」と呼ばれることもあります。特定商取引に関する法律には、購入事業者が守るべきルールや、消費者を保護する制度が定められており、2013年2月の改正で、「訪問購入」も規制対象に加えられています。

原則としてすべての物品を規制対象としていますが、一部の物品は適用対象から除外されています。

- ◆ 自動車（二輪を除く）
- ◆ 家具
- ◆ 家電（洗濯機、冷蔵庫など）
- ◆ 本
- ◆ CD、DVDなど
- ◆ 有価証券

消費者が自ら自宅での締結を請求した場合やいわゆる御用聞き取引なども適用除外とされています。

以下の訪問や勧誘は禁止されています

- 1 消費者から勧誘の要請がないのに、突然訪問して勧誘すること（不招請勧誘）
 - ・ 査定のみ依頼したのに、訪問したついでに買い取りも勧誘すること
 - ・ 事前の約束とは違う物品について、買い取りの勧誘をすること
- 2 事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を明示せずに勧誘すること
- 3 消費者が断っても、居座ることや、再勧誘すること

事業者は以下の事項を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。

- ・ 物品の種類や特徴
- ・ 購入価格
- ・ クーリング・オフについての説明事項
- ・ 申し込みや契約の年月日
- ・ 事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506